



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)…

告示

●東京都告示第千二百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成三十年九月五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 平成三十年八月
 一番の一部、二番及び三番の一部並 十七日
 びに羽田空港三丁目一番の一部、三
 番一から同番十四まで、同番十五の
 一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百六十六号

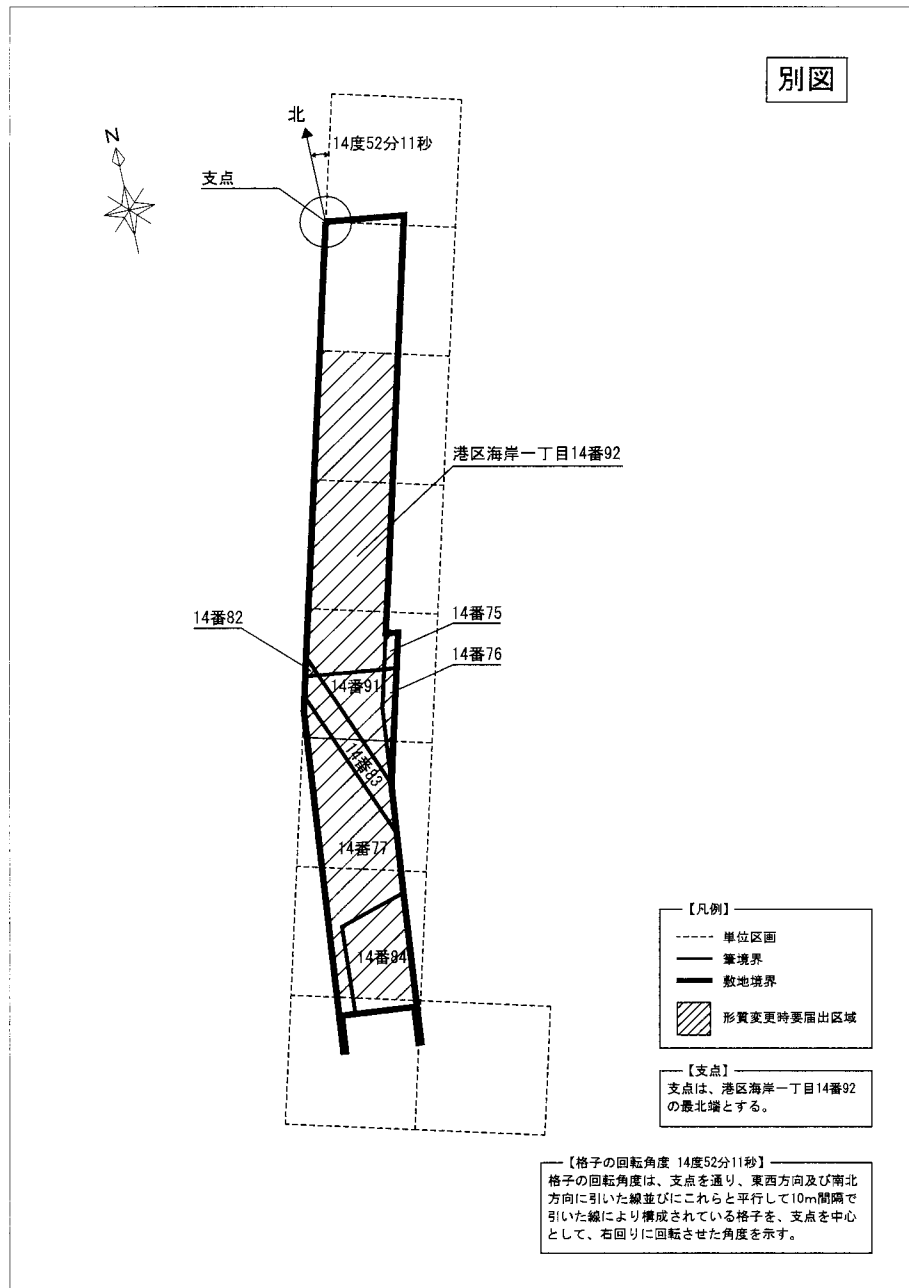
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物



●東京都告示第千二百六十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

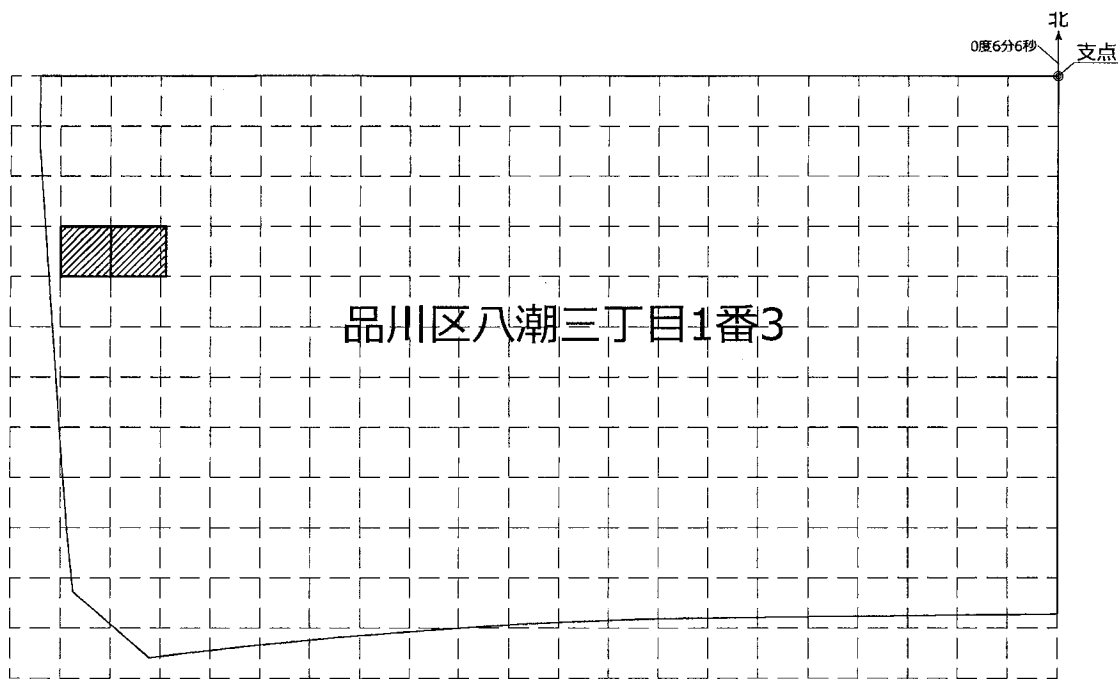
平成三十年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区八潮三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例	
——	: 敷地境界
- - - -	: 単位区画
	: 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、下記座標とする。
 X座標：-45939.369
 Y座標：-6802.707
 座標は世界測地系(測量成果2011)による。

【格子の回転角度（0度6分6秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十八号

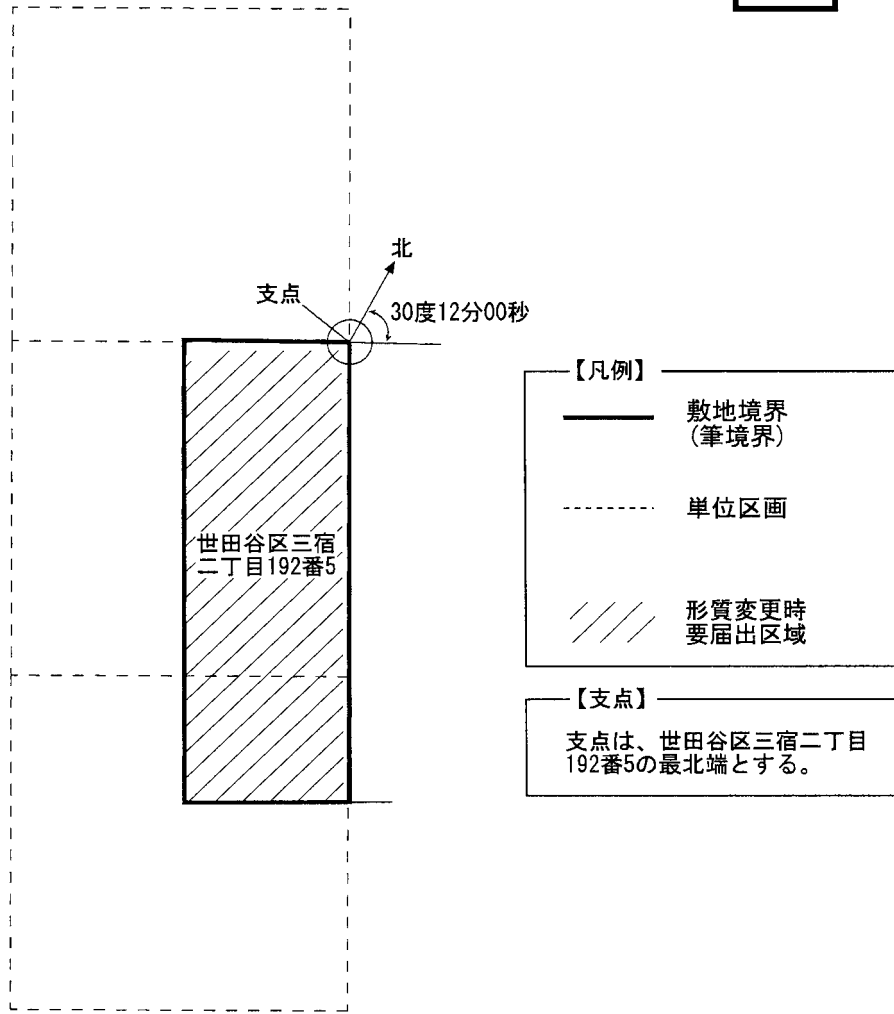
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区三宿二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【格子の回転角度 (30度12分00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

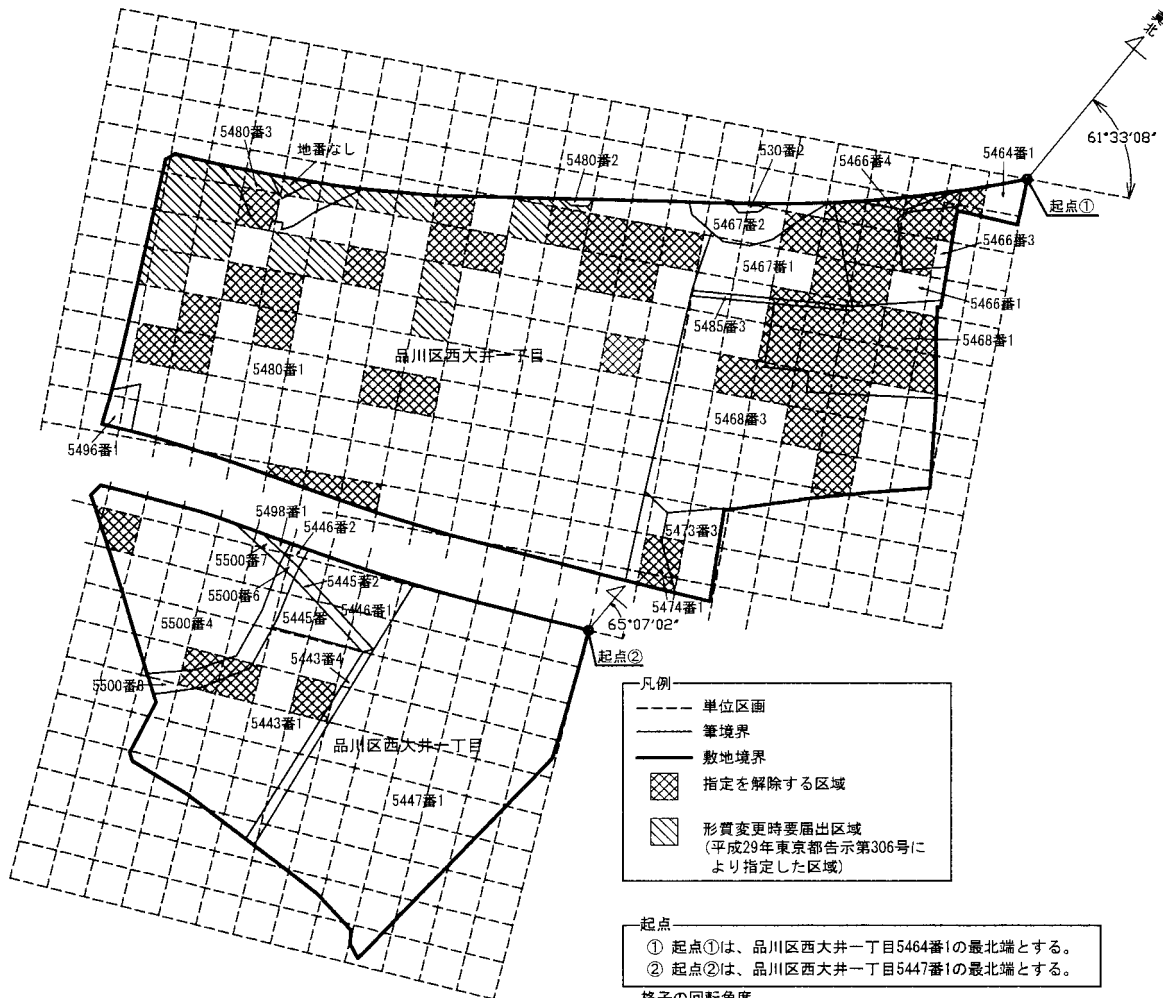
一 指定を解除する区域 別図のとおり (品川区西大井一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第306号により指定した区域)

起点

① 起点①は、品川区西大井一丁目5464番1の最北端とする。
 ② 起点②は、品川区西大井一丁目5447番1の最北端とする。

格子の回転角度

① 61度33分8秒
 ② 65度 7分2秒

※ 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十号

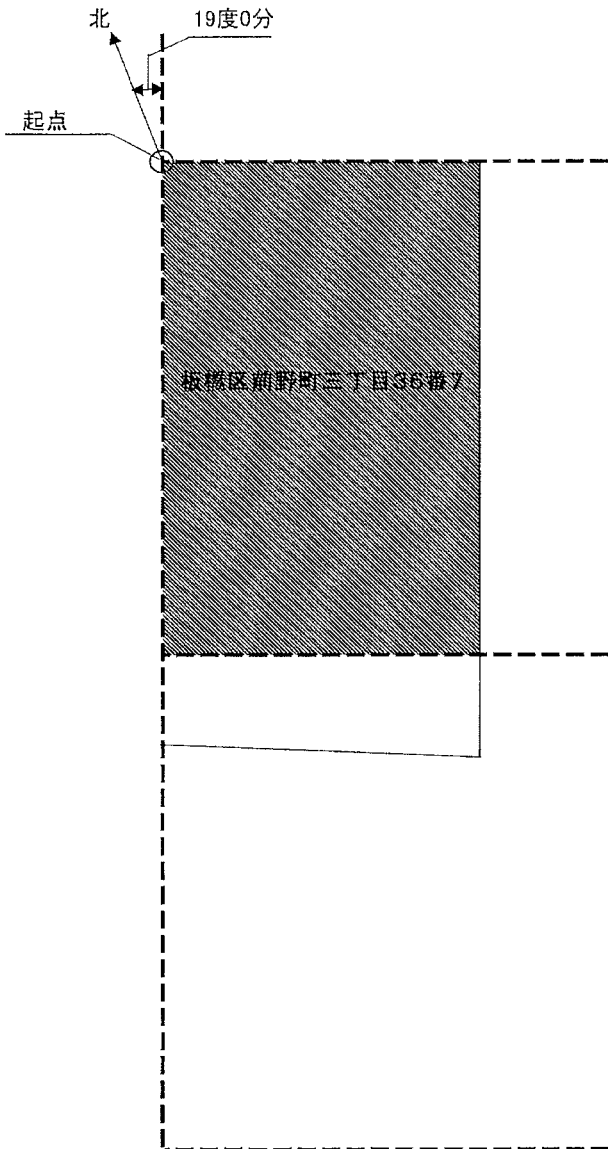
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (板橋区前野町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去




別図



【起点】
 起点は板橋区前野町三丁目36番7の最北端とする。

【格子の回転角度(19度0分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  : 単位区画
-  : 敷地境界
筆境界
-  : 要措置区域

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市南平四丁目一番一並びに日野市南平四丁目一番地の同番三、同番七、同番二十三 土方方 高橋 麻子
四及び同番二十五の各一部

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十年九月五日

東京都水道局長 中嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九七三〇	株式会社 K O Y U	西川 功一	千葉県柏市根戸四百七十一番地七十九	平成三十年七月二十六日
九七三一	I Z U M I 建設株式会社	新家 知子	大田区池上六丁目二十七番十四号	同日

九七三二	株式会社 真功工業	浦瀬 真吾	神奈川県横 浜市南区永 田東二丁目 四十番十号	同日
九七三三	株式会社 L R	日向 準	足立区六町 二丁目六番 二十三号一 一〇二	同日
九七三四	株式会社 備後屋	古志 智宏	千葉県市川 市欠真間二 丁目十八番 二十二号	同日
九七三五	株式会社 ノベリッ プ	加藤 悠	八王子市狭 間町千七百 七十二番地 二	同日
九七三六	株式会社 東京工業	留目 康守	文京区水道 一丁目四番 六号	同日
九七三七	テクニカ ルワーク 株式会社	石渡希利人	千葉県我孫 子市新木三 千五十五番 地の一	同日
九七三八	株式会社 富士エン ジニアリ ング	清水 幹郎	小金井市中 町二丁目二 番一号	同日
九七三九	ノムラ水 道サービ ス	野村 龍弥	杉並区大宮 一丁目七番 十号パーク サイド大三 一〇二	同日
九七四〇	富士水道 センター	鈴木 裕一	世田谷区鎌 田三丁目二 十八番八号 第二メゾン 芹田二〇二	同日
九七四一	有限会社 対島工業	對島 博志	西多摩郡瑞 穂町南平二 丁目五十四 番地三十四	同日
九七四二	伊奈工業 所	伊奈 勲義	練馬区石神 井町二丁目 十八番一 一〇六号	同日
九七四三	有限会社 内設備工 業	内 範雄	千葉県千葉 市花見川区 こてはし台 三丁目一番 二十二号	同日
九七四四	青田設備	青田 知也	八王子市大 和田町六丁 目三番二十 九一一二一 三号	同日
<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に ついて</p> <p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次 のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>平成三十年九月五日</p> <p>東京都水道局長 中 嶋 正 宏</p>				
五三七九	有限会社 水谷設備	水谷 照雄	埼玉県所沢 市下安松五	同月八日
五〇六九	三木設計	三木 勲	江東区南砂 四丁目十二 番十六一 〇一號	平成三十 年六月五 日
指定番号	商号	代表者	住所	廃止年 月日
七二二三	企画 齊藤総合 設備	齊藤 克宏	足立区古千 谷本町三丁 目五番十四 号	同月二十 七日
九二五六	速水設備	速水 公久	大田区大森 中三丁目十 五番十八号	同日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001